

風水害等の自然災害による被災学生への授業料免除について

本人若しくは学資負担者の住宅が、災害救助法の適用を受けた地域で風水害等の自然災害による被害を受けた場合、その被害の状況に応じて授業料免除の支援を実施します。

〔対象者〕

- 本学の学生（国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、科目等履修生、研究生等を除く。）で、授業料納期前6ヶ月（新入学者については1年）以内において、原則として本人若しくは学資負担者の居住地が災害救助法の適用を受けたものを対象とします。

〔授業料免除範囲〕

- 自然災害の被害を受けた日の翌期（4月～9月に被害を受けた場合は後期分授業料、10月～翌年3月に被害を受けた場合は翌年度前期分授業料）の授業料について、被害の状況に応じて、授業料全額または半額を免除します。
- 新入学者においては、入学前1年の間に被害を受けた場合、入学した学期の授業料を範囲とします。

〔提出書類〕

- 「風水害等自然災害被災による授業料免除申請書」
 - 「罹災証明書」（被害の程度を証明する書類）の写し
- ※願書は大学HPからダウンロードしてください。

〔受付期間〕

- 免除申請する学期が前期の場合は、前年度3月1日～4月10日まで、後期の場合は9月1日～10月10日（締切日が土・日曜の場合はその前平日）まで。
- ただし、提出書類が揃わなくて申請が遅れる場合はご相談ください。

〔提出先〕

- 免除を申請する学期に所属する各キャンパス窓口へ提出すること。
 - ・ 小白川キャンパス
山形大学学生センター学生支援担当
 - ・ 飯田キャンパス
山形大学医学部学務課学生支援担当
 - ・ 米沢キャンパス
山形大学工学部学生サポートセンター学生支援担当
 - ・ 鶴岡キャンパス
山形大学農学部学生センター学務担当

〔免除判定〕

- 罹災証明書に記載された被害状況に応じて判定を行います。
 - ※ 収入額及び学力は判定対象としません。
 - ※ 懲戒処分の対象となった場合は、その内容を判定対象とします。
 - ※ 故意又は重大な過失による虚偽の申請を行った場合は、判定の対象から除外します。

〔結果通知〕

- 前期分は8月上旬（予定）、後期分は1月中旬（予定）までに結果通知書を交付します。

〔既に免除申請をしている方〕

- 改めて申請する必要があります。
- 被災の程度と申請済の経済状況により、有利な方で判定します。